

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年10月25日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成28年10月25日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

記

確認された日本工業規格

医療機器の生物学的評価－第1部：リスクマネジメントプロセスにおける評価及び試験	T0993-1
医療機器の生物学的評価－第7部：エチレンオキサイド滅菌残留物	T0993-7
単回使用手術用メス	T2107
医療用縫合針	T3102
滅菌済み注射針	T3209
滅菌済み注射筒	T3210
滅菌済み輸液セット	T3211
滅菌済み輸血セット	T3212
栄養用チューブ及びカテーテル	T3213
ぼうこう（膀胱）留置用カテーテル	T3214
体内留置排液用チューブ及びカテーテル	T3215
滅菌済み輸液フィルタ	T3219
滅菌済み採血用針	T3220
単回使用ポート用針	T3221
滅菌済み翼付針	T3222
滅菌済みシリンジフィルタ	T3224
滅菌済み輸血フィルタセット	T3225
生体組織採取用生検針	T3228
腹くう（腔）及び臓器用せん（穿）刺針	T3229
人工心肺回路用貯血槽	T3231
真空採血管	T3233
内視鏡固定用バルーン	T3234
内視鏡用せん（穿）刺針	T3235
胃・食道静脈りゅう（瘤）圧迫止血用チューブ	T3236
胃・食道静脈りゅう（瘤）結さつ（紮）用治療器具	T3237
吸引し（嘴）管	T3238
胃食道ドレナージ用カテーテル	T3239

下部消化管用カテーテル及びチューブ	T 3 2 4 0
内視鏡用オーバチューブ	T 3 2 4 1
非血管用ガイドワイヤ	T 3 2 4 2
胆道用チューブ及びカテーテル	T 3 2 4 3
尿路結石・異物除去用カテーテル	T 3 2 4 4
配偶子・はい（胚）移植用チューブ及びカテーテル	T 3 2 4 5
造影用カテーテル（非血管用）	T 3 2 4 6
尿管用カテーテル及びイントロデューサキット並びに尿道拡張用バルーンカテーテル	T 3 2 4 7
気道用吸引カテーテル	T 3 2 5 1
単回使用滅菌済み血管内カテーテル	T 3 2 6 8
滅菌済み活栓	T 3 3 2 0
滅菌済み硬膜外麻酔用フィルタ	T 3 3 2 2
単回使用静脈ライン用マノメータセット	T 3 3 2 4
歯科用ハンドピース—ストレート及びギアードアングルハンドピース	T 5 9 0 7
歯科用ハンドピース—歯科用エアモータ	T 5 9 0 8
歯科非鑄造用金銀パラジウム合金	T 6 1 0 5
歯科鑄造用金銀パラジウム合金	T 6 1 0 6
歯科用金銀パラジウム合金ろう	T 6 1 0 7
歯科用銀ろう	T 6 1 1 1
歯科用金ろう	T 6 1 1 7
義歯床用アクリル系レジン	T 6 5 0 1
歯冠用硬質レジン	T 6 5 1 7
アクリル系歯冠用レジン	T 6 5 1 8
歯科用セラミック材料	T 6 5 2 6
歯科複模型用印象材	T 6 5 2 7
歯列矯正用エラスチック器材	T 6 5 3 1
吸入麻酔システム—第 2-2 部麻酔用及び呼吸用機器—円錐コネクターねじ式耐重量コネクタ	T 7 2 0 1—2—2
酸素テント	T 7 2 0 2
医療用人工呼吸器	T 7 2 0 4
医療用吸引器—第 1 部: 電動式吸引器—安全要求事項	T 7 2 0 8—1
気管チューブ及びコネクタ	T 7 2 2 1
気管切開チューブ及びコネクタ	T 7 2 2 7
眼光学機器—レフラクトメータ	T 7 3 1 9
医療用小形酸化エチレンガス滅菌器	T 7 3 2 5
屈折補正用眼鏡レンズの反射防止膜の仕様及び試	T 7 3 3 4

験方法

耐きず性をもつ屈折補正用眼鏡レンズの表面の要求事項 T 7 3 3 6